

環水大管発第 2406288 号  
6 消安第 2155 号

令和 6 年 6 月 28 日

都道府県  
農用地土壌汚染担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局  
環境管理課長  
農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課長

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地の立入り  
及び立入検査の実施に係るデジタル技術の活用について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められている。

これを受けて、今般、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号。以下「法」という。）第 13 条に基づく、目視規制に分類される立入調査等について検討した結果を踏まえ、下記の通り通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

法第13条第1項に基づき、都道府県知事は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壌若しくは農作物等につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌若しくは農作物等は無償で集取させること（以下「立入り等」という。）ができる。

立入り等は、現場状況や農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況等必要な情報を把握するために実施されるものであり、立入り等におけるデジタル技術の活用は、限られた人的リソースの有効活用という観点から相応のメリットを有する一方で、その実施に当たっては、立入り等の趣旨に鑑み、調査目的、調査対象、調査場所、事業者負担等を踏まえて、適切かつ効果的な方法で行われる必要がある。

以上の点を踏まえ、立入り等を実施する行政主体において、デジタル技術を活用することが適切かつ効果的であると判断された場合には、双方向オンライン会議システム等を活用する方法や、遠隔地から現場状況等の確認又は質疑応答を行う等、デジタル技術を活用した立入り等の実施を選択することが考えられる。

また、法第13条第2項に基づき、同条第1項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならないものの、関係人への提示は、画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

なお、これらの例に限ることなく、デジタル技術を活用した方法によることが適切かつ効果的である限りにおいて、当該技術を用いた立入り等の実施が妨げられるものではない。